第2章 日米同盟

本年、締結から60周年を迎えた日米安保条約に基づく日米安保体制について、防衛大綱は、わが国自身の防衛体制とあいまってわが国の安全保障の基軸であるとしている。また、日米安保体制を中核とする日米同盟は、わが国のみならず、インド太平洋地域、さらには国際社会の平和と安定及び繁栄に大きな役割を果たしているとしている。

そして、国家間の競争が顕在化する中、普遍的価値と戦略的利益を共有する米国との一層の関係強化は、わが国の安全保障にとってこれまで以上に重要となっている。また、米国も同盟国との協力がより重要になっているとの認識を示していると説明している。

その上で、日米同盟は、平和安全法制により新 たに可能となった活動などを通じて、これまでも 強化されてきたが、わが国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中で、わが国の防衛の目標を達成するためには、「日米防衛協力のための指針」の下で、一層の強化を図ることが必要であるとしている。

また、日米同盟の一層の強化にあたっては、わが国が自らの防衛力を主体的・自主的に強化していくことが不可欠の前提であり、そのうえで、同盟の抑止力・対処力の強化、幅広い分野における協力の強化・拡大及び在日米軍駐留に関する施策の着実な実施のための取組を推進する必要があるとしている。

本章においては、このような防衛大綱の考えも 踏まえつつ、日米同盟の強化に関する取組などに ついて説明する。

第一節

日米安全保障体制の概要

1 日米安全保障体制の意義

1 わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全及び独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から、軍事力による示威や恫喝に至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。

しかし、米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではなく、必ずしも地域の安定に寄与するものではない。

このため、わが国は、民主主義、人権の尊重、法 の支配、資本主義経済といった基本的な価値観や 世界の平和と安全の維持への関心を共有し、経済 面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を 有する米国との安全保障体制を基調として、わが 国の平和と安全を確保してきた。

具体的には、日米安保条約第5条に基づき、わが国に対する武力攻撃があった場合日米両国が共同して対処するとともに、同第6条に基づき、米軍に対してわが国の施設・区域を提供することとしている。この米国の日本防衛義務により、仮にどこかの国がわが国に対して武力攻撃を企図したとしても、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならなくなる。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識し、わが

国に対する侵略を思いとどまることになる。 すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、このような米国の軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、わが国自身の防衛体制とあいまって隙のない態勢を構築し、わが国の平和と安全を確保していく考えである。

2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条では、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、「日本国の安全」とともに、「極東における国際の平和及び安全の維持」があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和や安全と極めて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、大規模な軍事力を有する国家などが集中し、核兵器を保有又は核開発を継続する国家なども存在する。また、パワーバランスの変化に伴い既存の秩序をめぐる不確実性が増しており、いわゆるグレーゾーンの事態は、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいる。

こうした安全保障環境の中で、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、地域における様々な安全保障上の課題や不安定要因に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能し、わが国や米国の利益を守るのみならず、地域の諸国に大きな安心をもたらすことで、いわば「公共財」としての役割を果たしている。

また、日米安保体制を基調とする日米両国間の 緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安 定にとって必要な米国の関与を確保する基盤と なっている。このような体制は、韓国、オースト ラリア、タイ、フィリピンなどの地域諸国と米国 の間で構築された同盟関係や、その他の国々との 友好関係とあいまって、地域の平和と安定に不可 欠な役割を果たしている。



日米首脳会談で握手を交わすトランプ大統領と安倍内閣総理大臣 (19(令和元)年9月)【首相官邸ホームページ】

3 グローバルな課題への対応

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経済、社会などの幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好協力関係の基礎となっている。

日米安保体制を中核とする日米同盟関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国連への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に役立つものである。

現在、海洋・宇宙・サイバー空間の安定的利用に対するリスク、海賊行為、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロなど、一国での対応が困難なグローバルな安全保障上の課題が存在しており、関係国が平素から協力することが重要である。日米の緊密な協力関係は、わが国がこのような課題に効果的に対応していくうえでも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、 平素から様々な面での協力の強化に努めている。 こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際 的な活動において自衛隊と米軍が協力するうえで の基盤となっており、日米安保体制の実効性を高 めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が、卓越した活動能力を有する米国と協力してグローバルな課題解決のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

同盟強化の経緯

日米両国は、1960(昭和35)年の日米安保条 約締結以来、民主主義の理想、人権の尊重、法の 支配、そして共通の利益を基礎とした強固な同盟 関係を築いてきた。

1978 (昭和53) 年には、日本に対する武力攻 撃への対応を中心として「日米防衛協力のための 指針」(ガイドライン)が策定されるなど、日米安 保体制は、冷戦期において、自由主義陣営として のわが国の安全の確保とともに、地域の平和と安 定に寄与した。

冷戦終結後、96 (平成8) 年には、日米両国首脳 により冷戦後のアジア太平洋地域の情勢を踏まえ て、日米同盟の重要性を再確認した「日米安全保 障共同宣言」が発表され、同宣言を受けて同年末 に沖縄に関する特別行動委員会 (SACO) 最終報 告が取りまとめられた。また、同宣言で示された 協力関係前進の一環として、翌97 (平成9)年の 日米安全保障協議委員会(SCC)([2+2])では、 冷戦終結などの安全保障環境の変化を踏まえ、周 辺事態への対応と協力を拡大させるなどした97 ガイドライン¹が了承された。

01 (平成13) 年9月11日の米国同時多発テロ や大量破壊兵器の拡散など安全保障環境のさらな る変化を踏まえ、日米両国は、02 (平成14)年12 月の [2+2] 以降、日米同盟の能力を、時代の変 化に合わせていかに実効的なものに向上させてい くかという観点から、両国間の安全保障に関する 戦略的な対話の一環として、事務レベルを含めて 協議を行った。

05 (平成17) 年2月、こうした日米協議を積み 重ねた結果、アジア太平洋地域の平和と安定の強 化を含む日米両国間の共通戦略目標を確認 (第1 段階)し、同年10月に、共通戦略目標を達成する ための日米の役割・任務・能力の検討結果などを 発表 (第2段階) するとともに、06 (平成18) 年5 月に在日米軍再編の具体的な施策を実施する計画 「再編の実施のための日米ロードマップ」(ロード マップ)を取りまとめ(第3段階)、これら3つの

段階を経て日米同盟の方向性を整理した。

Q 参照 資料 16 (再編の実施のための日米ロードマップ(仮訳))

その後も日米両国は、07 (平成19) 年5月の [2] +2」において、共通の戦略目標を再確認・更新 するとともに、09(平成21)年2月には、ロード マップに基づき、在沖米海兵隊のグアム移転にか かる協定(グアム協定)に署名し、同協定は、同年 5月に発効した。

11 (平成23) 年6月の「2+2」では、航行の自 由の原則の確保を含む海洋における安全保障の維 持、宇宙及びサイバー空間の保護並びにそれらへ のアクセスに関する日米の協力の維持など、これ までの「2+2」において定めた共通の戦略目標の 見直し及び再確認を行うとともに、共同の情報収 集・警戒監視・偵察活動の拡大をはじめとする幅 広い内容について話し合われた。

12 (平成24) 年4月の [2+2] では、11 (平成 23) 年6月の [2+2] 以降の在日米軍再編計画に 関する重要な進展や、アジア太平洋地域の安全保 障環境などにかんがみ、06 (平成18) 年のロード マップで示された計画の調整を決定した。

Q 参照 資料 17 (日米安全保障協議委員会 (「2 + 2」) 共同発 表(仮訳)(平成24年4月27日))

97ガイドラインが策定されて以降、わが国を 取り巻く安全保障環境は、周辺国の軍事活動など の活発化、国際テロ組織などの新たな脅威の発 生、海洋・宇宙・サイバー空間といった国際公共 財の安定的利用に対するリスクの顕在化など、 様々な課題や不安定要因が顕在化・先鋭化・深刻 化してきた。さらには、海賊対処行動、PKO、国 際緊急援助活動のように自衛隊の活動もグローバ ルな規模に拡大してきていた。そのため、日米防 衛協力のあり方を、これらの安全保障環境の変化 や、自衛隊の活動・任務の拡大に対応させる必要 が生じていた。

このような背景のもと、日米両国は、13(平成 25) 年10月の「2+2」において、14(平成26) 年末までに97ガイドラインを見直すこととし、

⁹⁷ ガイドラインでは、日米間の役割や協力のあり方を、①平素、②日本に対する武力攻撃、③周辺事態に区分して規定するとともに、適時かつ適切に見直し を行うこととされた。

図表Ⅲ-2-1-1 日米同盟にかかわる主な経緯

1951 (昭和26)年		旧「日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年	旧日米安保条約の時代	「同条約」発効
1958 (昭和33)年		藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年	安保改定と新日米安保条約	「日米安全保障条約」承認·発効
1968(昭和43)年		(小笠原諸島復帰)
1969 (昭和44)年		佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年		(沖縄復帰)
1976(昭和51)年	78指針の策定と	(日米防衛協力小委員会設置合意)
1978 (昭和53)年	78指針の策定と 拡大する日米防衛協力	78「日米防衛協力のための指針」 (78指針) 策定
1991 (平成 3)年		(旧ソ連の崩壊、冷戦の終結)
1996(平成 8)年	冷戦の終結と	「日米安全保障共同宣言」(橋本・クリントン会談)
	97指針の策定	「SACO最終報告」
1997(平成 9)年		97「日米防衛協力のための指針」 (97指針) 策定
2001 (平成13)年		(米国同時多発テロ)
2003 (平成15) 年		「世界の中の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2006 (平成18) 年	************************************	[再編の実施のための日米ロードマップ]策定
	メバース (大)	「新世紀の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
		「世界とアジアのための日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2007(平成19)年		「かけがえのない日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2010(平成22)年		日米安全保障条約締結50周年
2012(平成24)年		「未来に向けた共通のビジョン」(野田・オバマ会談)
2013(平成25)年		97「日米防衛協力のための指針」(97指針)見直し合意
2014(平成26)年		「アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る
201年(下/双20/平		日本と米国」(安倍・オバマ会談)
2015(平成27)年	新たな安全保障環境と	新「日米防衛協力のための指針」(新指針)策定
	新指針の策定	「日米共同ビジョン声明」(安倍・オバマ会談)
2017(平成29)年		「日米共同声明」(安倍・トランプ会談)
2018(平成30)年		「日米共同声明」(安倍・トランプ会談)

両国間での精力的な見直し作業の結果、15(平成 27)年4月の[2+2]において、新ガイドライン

を了承した。

Q参照 図表Ⅲ-2-1-1 (日米同盟にかかわる主な経緯)

⑥ 「日米防衛協力のための指針」(ガイドラインの内容)

97ガイドラインに代わるガイドラインは、日 米両国の役割及び任務についての一般的な大枠及 び政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現 代に適合したものとし、また、平時から緊急事態

DE PARTIMENT DE LA SETE

米国防省でエスパー米国防長官とともに栄誉礼を受ける河野防衛大臣

までのあらゆる段階における抑止力及び対処力を 強化することで、より力強い同盟とより大きな責 任の共有のための戦略的な構想を明らかにするも のである。

Q 参照資料18 (日米防衛協力のための指針 (平成27年4月27日) (仮訳))

図表Ⅲ-2-1-2 (日米防衛協力のための指針の概要)

1 同盟内の調整の強化

(1) 同盟調整メカニズムの設置

15 (平成27) 年11月、日米両政府は、ガイドラインに基づき、日本の平和と安全に影響を与える状況や、その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に、切れ目のない形で実効的に対処することを目的として、同盟調整

図表Ⅲ-2-1-2 日米防衛協力のための指針の概要

		ロハ内・中・間・			
	項目		概要 概要		
第Ⅰ章	防衛協力と 指針の目的	両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。これにより、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進 〇日米両国間の安全保障及び防衛協力の強調事項 一切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応 一日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果 一政府一体となっての同盟としての取組 一地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力 一日米同盟のグローバルな性質			
第Ⅱ章	基本的な前提 及び考え方	A 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務は変更されない。 B 指針の下での行動及び活動は国際法に合致 C 日米の行動及び活動は各々の憲法・国内法令等に従って行われ、日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。 D 指針は、立法上・予算上・行政上又はその他の措置を義務付けるものではないが、各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。			
第Ⅲ章	強化された 同盟内の調整	指針のもとでの実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面の的確な調整を行うことが必要となる。このため、両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。 A 同盟調整メカニズム 日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用し、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。日米両政府は、必要な手順及び基盤(施設及び情報通信システムを含む。)を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。 B 強化された運用面の調整 日米両政府は、運用面の調整機能の併置の重要性を認識する。自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施する。 C 共同計画の策定 日米両政府は、平時において、共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定・更新を実施する。共同計画は、両政府対の計画に適切に反映する。			
第Ⅳ章	日本の平和及び安全の切れ目のない確保	ても切れ目のない形で、なる協力を推進する。 ● 日米両政府は、状況の切な場合に、同盟調整 ・ 日米両政府は、間期整める。 日米両政府は、電視を開発して、同盟に関係、②防空及び、三 日本の使用を含むが、三 日本の節に、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	日本の平和及び安全を確保するための措置が呼低、情報の共有、柔軟に選択される抑止措力に対した活用する。また、適切な経路を通り関の抑止力及び能力を強化するための広範に再用性、即応性及び警戒態勢を強化する。まサイル防衛、3海洋安全保障、④アセット(多いに限られない措置をとる。た対して発生する脅威への対処にび安全に重要な影響を与える事態に対処する。該事態にいまだ至っていない状況において、いらの協力的措置を継続することに加え、あらより、①非戦闘員を退避させるための活動、设・区域の警護、⑥後方支援及び⑦施設の使用8への対処行動。 こと、①非戦闘員を退避させるための活動、設・区域の警護、⑥後方支援及び⑦施設の使用8への対処行動。 こと、①非戦闘員を退避させるための活動、設・区域の警護、⑥後方支援及び⑦施設の使用8への対処行動。 ことが予測される場合	な分野にわたる協力を推進する。 このため、日米両政府は、①情報収集、警戒監視 支備品等)の防護、⑤訓練・演習、⑥後方支援、⑦ る。当該事態は、地理的に定めることはできない。 各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。 ゆる手段を追求する。同盟調整メカニズムを活 ②海洋安全保障、③避難民への対応のための措 を含むが、これらに限らない追加的措置をとる。	
			日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共		
		空域を防衛するための 作戦		自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 作戦を実施	
		弾道ミサイル攻撃に 対処するための作戦	戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 作戦を実施	
		海域を防衛するための 作戦	日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全 日本における主要港湾及び海峡の防備、日 本周辺海域における艦船の防護並びにその 他の関連する作戦を主体的に実施	全を確保するため、共同作戦を実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 作戦を実施	

	項目			概要	
		ISR 領域横断的な作戦 「宇宙・サイバー特殊作戦」 対撃作戦 「大撃作戦」 「特殊作戦」 対撃作戦 「大撃作戦」 「大撃作戦」 「作戦支援活動」として、核の防護を明知の国に対対で、大力では、いるでは、では、いるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		自衛隊 米軍 日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・ 排除を主体的に実施、航空優勢を確保しつ 作戦を実施	
第Ⅳ章	日本の平和及び安全の切れ目のない確保			□へ防空作戦を主体的に実施 □本に対する武力攻撃を排除し及びさらなる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施 関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護 □宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力 □特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力 □特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力 □特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力 □大軍の打撃作戦に関して、必要に応じ、支援 □を行うことができる。 □を行うことできる。 □を行うことできる。 □を行う回とにおいて緊密に協力する。 □を作う適切な作戦を実施する。 □を作りに災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及いつつ、災害救援活動を実施する。米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対し適切な支援を行場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。 □を含め緊密に協力する。 □を含めているに対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対	
第Ⅴ章	地域の及び グローバルな 平和と安全の ための協力	 ● 相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的な役割を果たす。 ● 両政府の各々が国際的な活動に参加することを決定する場合であって、適切なときは、次に示す活動において、相互にパートナーと緊密に協力する。 A 国際的な活動における協力 ・ 両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。ともに活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。 ・ 一般的な協力分野は、①平和維持活動、②国際的な人道支援・災害救援、③海洋安全保障、④パートナーの能力構築支援、⑤非戦闘員を退避させるための活動、⑥情報収集、警戒監視及び偵察、⑦訓練・演習、⑧後方支援を含む。 B 三か国及び多国間協力 両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進及び強化する。また、国際法及び国際的基準に基づく協力を推進すべく、地域機関及び国際機関を強化するために協力する。 			
第VI章	宇宙及びサイバー空間に関する協力	 A 宇宙に関する協力 ・ 日米両政府は、宇宙空間の責任ある、平和的かつ安全な利用のため、両政府の連携を維持・強化する。 ・ 日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性の確保、宇宙状況監視にかかる協力を強化する。 ・ 自衛隊及び米軍は、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信などにおいて引き続き協力する。 B サイバー空間に関する協力 ・ 日米両政府は、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切に共有する。自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。 ・ 自衛隊及び米軍は、ネットワーク及びシステムの監視態勢を維持し、教育交流を行い、ネットワーク及びシステムの抗たん性を確保し、日米両政府一体となった取組に寄与し、共同演習を実施する。 ・ 日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、米国は適切な支援を行う。日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。 			
第Ⅷ章	日米共同の 取組	及び強化す A 防衛装 B 情報協力	両政府は、二国間協力の実効性をさらに向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。 A 防衛装備・技術協力 B 情報協力・情報保全 C 教育・研究交流		
第Ⅷ章	見直しのため の手順	ガイドラインが変化する状況に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価し、必要と認める場合には、両政 府は、適時かつ適切な形でこのガイドラインを更新する。			

図表Ⅲ-2-1-3

同盟調整メカニズム(ACM)の構成

閣僚レベルを含む二国間の上位レベル

必要に応じて

日米合同委員会(JC) Joint Committee		 担	同盟調整グループ (ACG) Alliance Coordination Group		
日本側 外務省北米局長	米 側 在日米軍副司令官	互調整.	局長級	日本側 内閣官房(国家安全保障局を	米 側 国家安全保障会議 ^(注) 、国務省 ^(注) 、
(代表)	(代表)	情報交換	課長級	含む。)、外務省、防衛省・自衛隊、 関係省庁 ^(注) の代表	在日米大使館、国防省国防長官府 ^(注) 、 統合参謀本部 ^(注) 、インド太平洋軍司令部 ^(注) 、
		換など	担当級	(注)必要に応じて参加 -	在日米軍司令部、関係省庁(建)の代表 (注):必要に応じて参加
日米地位協定の実施に関して相互間の協議を 必要とする全ての事項に関する政策面の調整			○自衛隊及び米軍の活動に関して調整を必要とする全ての事項に関する政策面の調整 ○切れ目のない対応を確保するため、ACGは、JCと緊密に調整		

相互調整・情報交換など

共同運用調整所 (BOCC) Bilateral Operations Coordination Center				
日本側 統合幕僚監部、陸上・海上・航空幕僚監部の代表	米側 インド太平洋軍司令部、在日米軍司令部の代表			
自衛隊及び米軍の活動に関する運用面の調整を実施する第一義的な組織				

相互調整・情報交換など

各自衛隊及び米軍各軍間の調整所 (CCCs) Component Coordination Centers				
	日本側 陸上・海上・航空各自衛隊の代表	米側 各軍の構成組織の代表		
	○各自衛隊及び米軍各軍レベルの二国間調整を促進	* C C C C E T T T T T T T T T		

メカニズム (ACM) を設置した。

同メカニズムでは、図表Ⅲ-2-1-3に示す構成に 基づき、平時から緊急事態までのあらゆる段階に おける、自衛隊及び米軍により実施される活動に 関連した政策面及び運用面の調整を行い、適時の

情報共有や共通の情勢認識の構築・維持を行う。

その特徴は、①平時から利用可能であること、 ②日本国内における大規模災害やアジア太平洋地 域及びグローバルな協力でも活用が可能であるこ と、③日米の関係機関の関与を確保した政府全体 にわたる調整が可能であることであり、これらに より、日米両政府は、調整の必要が生じた場合に 適切に即応できるようになった。例えば、国内で 大規模災害が発生した場合においても、自衛隊及 び米軍の活動にかかる政策面・運用面の様々な調 整が必要になるが、同メカニズムを活用すること により、様々なレベルでの日米の関係機関の関与 を得た調整を緊密かつ適切に実施することが可能 になった。

同メカニズムの設置以降、例えば、平成28年 (2016年) 熊本地震、北朝鮮の弾道ミサイル発射

や尖閣諸島周辺海空域における中国の活動などに ついて、日米間では、同メカニズムも活用しなが ら、緊密な連携がとられている。

Q 参照 図表Ⅲ-2-1-3 (同盟調整メカニズム (ACM) の構成)

(2) 運用面の調整の強化

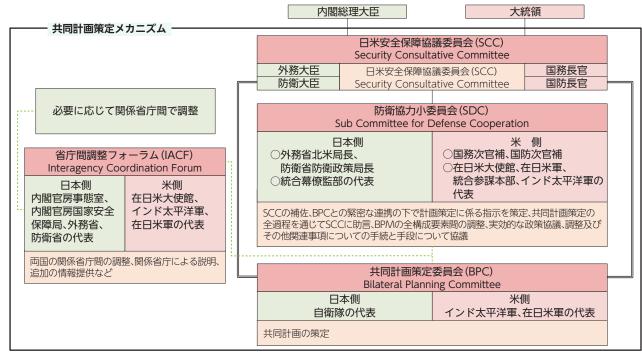
日米両政府は、ガイドラインに基づき、運用面 の調整機能の併置の重要性を認識し、自衛隊及び 米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的 な活動を支援するための要員の交換を実施するこ ととしている。

(3) 共同計画策定メカニズムの設置

15 (平成27) 年11月、日米両政府は、ガイド ラインに基づき、わが国の平和及び安全に関連す る緊急事態に際して効果的な日米共同対処を可能 とするため、平時において共同計画の策定をガイ ドラインにしたがって実施することを目的とし、 共同計画策定メカニズム (BPM) を設置した。

同メカニズムは、共同計画の策定に際し、閣僚 レベルからの指示・監督及び関係省庁の関与を確

図表Ⅲ-2-1-4 共同計画策定メカニズム (BPM) の構成



凡例:調整 ······ BPMにおける指揮 ··· 自衛隊/米軍の指揮系統 ···

保するとともに、共同計画の策定に資する日米間の各種協力についての調整を実施する役割を果たすものであり、両政府は、同メカニズムを通じ、共同計画を策定していくこととしている。

Q 参照 図表Ⅲ-2-1-4 (共同計画策定メカニズム (BPM) の構成)

2 日米防衛協力の強化

ガイドラインでは、日本の平和及び安全の切れ 目のない確保のため、平時から、情報収集・警戒 監視・偵察 (ISR) 活動、防空及びミサイル防衛、 海洋安全保障、訓練・演習、アセットの防護、後 方支援などの措置をとることや、日本における大 規模災害への対処などにおいて日米が協力するこ となどが明示されている。また、地域の及びグ ローバルな平和と安全のため、国際的な活動にお いて日米が協力することや三か国及び多国間協力 を推進・強化すること、宇宙及びサイバー空間に 関して協力すること、日米協力の実効性をさらに 向上させるための基盤として防衛装備・技術協力 や情報協力・情報保全などの日米共同の取組を発 展・強化することなどが明示されている。

Q 参照 本章 2節 (日米同盟の抑止力及び対処力の強化) 本章 3節 (幅広い分野における協力の強化・拡大)

4 日米間の政策協議

1 各種の政策協議

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベルで緊密に連携し、二国間のみならず、インド太平洋地域をはじめとする国際社会全体の平和と安定及び繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、通常の

外交ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会(「2+2」)、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の関係者などにより、各種のレベルで緊密に行われている。中でも、防衛・外務の閣僚級協議の枠組みである日米安全保障協議委員会(「2+2」)は、政策協議の代表的なものであり、安全保障分野における日米協力にかかわる問題を検討するための重要

図表Ⅲ-2-1-5 日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議

協議の場	出席文	付象者	目的	根拠など	
加力可找マノジの	日本側	米 側		加速など	
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (「2+2」)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進 に役立ち、及び安全保障の分野 における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障 の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを 根拠とし、1960 (昭和35) 年 1月19日付内閣総理大臣と米 国国務長官との往復書簡に基 づき設置	
日米安全保障高級事務 レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は 一定していない (注2)	参加者は 一定していない (注2)	日米相互にとって関心のあ る安全保障上の諸問題につい て意見交換	日米安保条約第4条など	
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 及び統合幕僚監部の 代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館 在日米軍 統合参謀本部 インド太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米 軍の間の整合のとれた共同対 処行動を確保するためにとる べき指針など、日米間の協力の あり方に関する研究協議	1976 (昭和51) 年7月8日 第16回日米安全保障協議委員 会において同委員会の下部機 構として設置。その後、1996 (平成8) 年6月28日の日米次 官級協議において改組	
日米合同委員会 (JC) Joint Committee	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館公使 など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条	

- (注1) 90 (平成2) 年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官
- 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。 (注2)
- (注3) 96 (平成8) 年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

な協議機関として機能している。

また、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官 との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛 政策や防衛協力について協議している。また、防 衛副大臣と米国防副長官との間や、事務次官、統 幕長、防衛審議官、陸・海・空幕長をはじめとす る実務レベルにおいても、米国防省などとの間で 随時協議や必要な情報の交換などを行っている。 このように、あらゆる機会とレベルを通じ情報

や認識を日米間で共有することは、日米間の連携 をより強化・緊密化するものであり、日米安保体 制の信頼性の向上に資するものである。このため、 防衛省としても主体的・積極的に取り組んでい る。

Q 参照 資料 19 (日米協議 (閣僚級) の実績 (17 (平成 29) 年 以降))

> 図表Ⅲ-2-1-5 (日米安全保障問題に関する日米両国 政府の関係者間の主な政策協議)

2 最近行われた主な日米会談など

図表Ⅲ-2-1-6 最近行われた主な日米会談など

年月日	会議/場所	出席者	結果概要(抄)
2019/8/7	日米防衛相会談/東京	岩屋防衛大臣(当時) エスパー米国防長官	・北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認 ・両国の戦略文書に基づき双方が行う取組について緊密に連携すること、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致
2019/8/25	日米首脳会談/ビアリッツ	安倍内閣総理大臣トランプ米大統領	・両首脳の活発な往来を通じ、日米同盟は史上かつてなく強固であるとの認識を 再確認し、揺るぎない日米同盟を今後とも一層強化していくことで一致 ・北朝鮮をめぐる拉致、核・ミサイルといった諸懸案の解決に向け、引き続き日米 で緊密に連携していくことを確認
2019/9/25	日米首脳会談/ニューヨーク	安倍内閣総理大臣 トランプ米大統領	 ・日米同盟が史上かつてなく強固であるとの認識を再確認し、揺るぎない日米同盟を今後とも一層強化していくことで一致 ・拉致、核・ミサイルといった諸懸案を含む北朝鮮情勢についても意見交換を行い、引き続き日米、日米韓で緊密に連携していくことを確認 ・中東における緊張緩和と情勢の安定化に向け、引き続き日米両国で協力していくことで一致 ・サウジアラビアの石油施設への攻撃を強く非難 ・安倍総理からは、ホーシー派の能力に鑑みれば、本件攻撃がホーシー派によってなし得るものと考えることは困難であるが、本事案の評価については情報収集・分析を進めており、引き続き米国を含む関係国と連携していく旨述べた。 ・安倍総理からは、ローハニ大統領に対し、イランが情勢の沈静化に向けて自制し、イランとして建設的に影響力を行使するよう働きかけた旨述べるとともに、中東に平和と安定をもたらすため、米国と緊密に連携して対応したい旨述べた。
2019/11/18	日米防衛相会談/バンコク	河野防衛大臣 エスパー米国防長官	 ・北朝鮮問題について、弾道ミサイルの発射が地域の安全保障にとって重大な脅威となること、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認・東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由の定着等に向けた協力の重要性を確認・整合する両国の戦略を具体化するため、引き続き日米間で緊密に連携して新たな領域における協力の推進を含め、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致・自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施を含め、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認・在日米軍の即応性維持の重要性を確認するとともに、その即応性維持のためにも地元の理解と協力が不可欠であるとの認識の下、引き続き日米で協力していくことで一致
2020/1/14	日米防衛相会談/ワシントン	河野防衛大臣 エスパー米国防長官	 ・中東地域情勢について意見交換 ・閣議決定した中東地域への自衛隊派遣について説明 ・北朝鮮のたび重なる弾道ミサイルの発射は、わが国のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であることを確認 ・北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認 ・北朝鮮による「瀬取り」対策に関し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致 ・日米同盟が最も強固な関係にあることを歓迎し、整合する両国の戦略を具体化するため、日米間で緊密に連携し、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致 ・日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施を含め、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認 ・恒常的な空母艦載機着陸訓練(FCLP)の候補地となっている馬毛島について、日本政府による土地の取得に関する最近の進展を歓迎するとともに、引き続き、米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致